

食の安心・信頼の確保に関する 行政評価・監視の結果

平成18年3月29日

総務省 三重行政評価事務所

総務省中部管区行政評価局（局長：田中 栄一）は、平成17年12月から18年3月にかけて「食の安心・信頼の確保に関する行政評価・監視」を実施（三重行政評価事務所を動員）し、その調査結果に基づく所見表示を、平成18年3月29日、東海農政局に対して行いました。

「行政評価・監視」とは、行政評価局の行う行政改善活動の一つで、行政運営全般を対象として合規性・適正性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

〔照会先〕

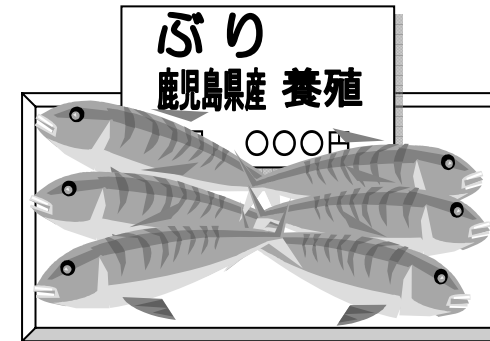
総務省 三重行政評価事務所
評価監視官室

電話：059-227-6661

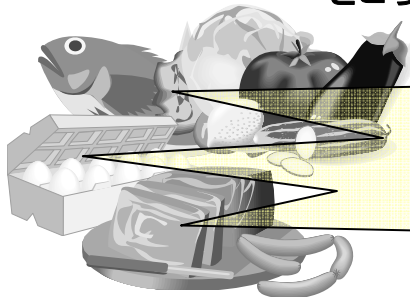
I 背景・目的等

**食品の品質表示は、消費者が食品の内容を正しく理解し、
選択する上での重要な情報源**

「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律
(=「JAS法」)」に基づき、食品別に、名称、原産地等所定
の事項の表示を義務付け



ところが...



平成14年1月、牛肉の産地偽装事件発覚
その後の相次ぐ食品の不正表示・偽装表示事件により、
食品表示に対する国民の信頼が大きく損なわれる

平成14年6月 農林水産省、JAS法改正(罰則強化等)
平成15年7月 地方農政局及び農政事務所に食品表示の監視業務に専従する職員を配置、監視
業務の強化等



中部管区行政評価局及び三重行政評価事務所は、食品に対する消費者の安心・信頼を確保するため、平成15年7月から関係行政を担うこととなった東海農政局及び三重農政事務所の業務の実施状況を調査することにした。
評価・監視に先立って、まず「食品の品質表示に関する意識調査」を実施

「食品の品質表示に関する意識調査」(平成17年9月～10月)

【目的等】

中部管区行政評価局及び三重行政評価事務所は、行政評価・監視の実施に先立ち、消費者が食品の品質表示に関して有している意識や関係制度の認知度合い等を把握し、評価・監視の参考とするために実施

【調査時期】

平成17年9月～10月

【対象者】

名古屋市地域女性団体連絡協議会会員(50人)並びに愛知県及び三重県の行政相談委員(264人)、計314人に協力を依頼。221人から回答(70.4%)

【聴取事項】

- ① 表示制度に対する認知及び周知状況
- ② 地方農政局・農政事務所の活動についての認知状況
- ③ 今後、必要と考える取組 等

この結果を踏まえて平成17年12月、
「食の安心・信頼の確保に関する行政評価・監視」に着手

Ⅱ 評価・監視の結果

1 巡回調査等の的確な実施

(1) 巡回調査対象事業者の的確な把握

【調査結果】

農林水産省では、JAS法による表示制度に基づく適正な表示の確保を図る観点から農林水産省設置法に基づき、農政局、農政事務所職員が生鮮食品を販売する店舗を巡回しながら、表示事項を目視により調査し、口頭又は文書により必要な指導等を行う「巡回調査」を実施

巡回調査では、複数の都道府県の区域に店舗等を展開する事業者（「広域事業者」という）の店舗については、毎年、原則としてすべてを対象に調査を行う。また、単一県内で事業展開している事業者（「県域事業者」という）の店舗についても、一部調査している。

今回、東海農政局及び三重農政事務所の巡回調査対象事業者の把握状況をみたところ、次のような状況あり

- 店舗の未把握や、広域事業者の店舗を県域事業者の店舗と誤認していること等により、平成17年度の巡回調査計画から、本来調査対象とすべき店舗が漏れているもの 77店舗
(東海農政局(愛知県内)65店舗、 三重農政事務所(三重県内)12店舗)

※ 77店舗のうち25店舗は、総合スーパー、食品スーパー内にある食料品専門店(鮮魚、精肉、青果)の見落とし

※ 77店舗のうち15店舗を抽出調査したところ、6店舗で原産地等表示の欠落あり

【改善意見】

- ① 調査対象とすべき店舗を確実に把握するため、巡視、広告等による情報チェックのほか、広域事業者か県域事業者かの区別の確認に努めること。
- ② 把握漏れ等店舗のうち3分の1を占める総合スーパーや食品スーパー内テナントの食料品専門店の的確な把握に努めること。

(2) 巡回調査における表示の真正性確認の充実

【調査結果】

農林水産省(農政局、農政事務所)では、平成16年度から小売店舗の巡回調査において、生鮮食品への品質表示の実施状況とあわせて、月ごとに農政局又は農政事務所が指定する品目(平成16年度は毎月3品目、17年度は毎月4品目)について、表示されている名称・原産地を仕入伝票等と照合し、表示の真正性の確認を実施

今回、東海農政局及び三重農政事務所の巡回調査の実施状況をみたところ、次のような状況あり

- ① 小売店舗における表示がほぼ励行されるようになってきている^(※1)中で、**消費者は表示の真正性に関心**を向けるようになってきている。^(※2)

※1:東海農政局及び管内農政事務所による平成16年度の表示状況調査結果

名称の表示欠落1.6%(15年度1.4%) 原産地の表示欠落3.7%(15年度4.4%)

※2:食品の品質表示に関する意識調査結果

・農政局・農政事務所に期待する取組 ⇒ **表示されている内容の真正性を確認する調査の徹底がトップ**(56.3%)

- ② 現在の巡回調査は、**表示欠落の確認作業と真正性の確認作業とにほぼ同程度の時間**をかけている。

- ③ 表示の真正性の確認については、指定品目以外であっても、巡回調査担当者が**表示事項に疑義があると判断した場合^(注)にも実施することとしているが、このような判断に基づく真正性の確認実績は、平成16年4月～17年9月の間で、東海農政局及び三重農政事務所を合わせても5店舗8商品と少ない。**(三重農政事務所では無し)

(注)例えば、ある原産地の商品が出回り時期でないのに販売されている等

【改善意見】

- ① 今後の巡回調査においては、**真正性の確認作業に力点**を移し、**真正性確認品目の増大**に努めること。
- ② **表示に疑義のある商品**についての**真正性確認を徹底**すること。また、表示に疑義のある商品を容易に識別できるよう**県内流通情報**や**疑義情報**を巡回調査担当者に提供すること。

(3) 仕入先業者に対する遡及調査の的確な実施

【調査結果】

農林水産省(農政局、農政事務所)では、平成17年度から小売店舗が商品を仕入れた仕入先業者を対象に遡及調査を実施

遡及調査は、小売店舗において真正性の確認を行った品目の仕入先業者の中から選定して実施しており、小売店舗で表示根拠が確認できなかった場合には、当該品目の仕入先業者を速やかに調査する必要あり

今回、東海農政局及び三重農政事務所の遡及調査の実施状況をみたところ、次のような状況あり

- ① 小売店舗の巡回調査において表示根拠が確認できなかったものについて、優先的に実施する仕組みとなっていないこと等から、**遡及調査を実施するまでの日数は平均85日、中には120日を超えているものもある。**(三重農政事務所では通常30日程度)
- ② 小売店舗で表示根拠が確認できなかったものに係る遡及調査については、仕入先業者において小売店舗の表示が真正であったか、適正に伝達していたかを伝票類の控え等で確認し、不表示であったものについては再発防止のための指導・啓発を行う必要がある。
しかし、**小売店舗で表示根拠が確認できなかったものに係る遡及調査の中には、小売店舗が行っていた表示が真正であったかの確認や小売店舗に対して原産地等を適正に表示・伝達していたかを確認していないものがある。**



【改善意見】

- ① 小売店舗で**表示根拠が確認できなかった食品の仕入先業者については、他に優先して速やかに遡及調査を実施すること。**
- ② 小売店舗で表示根拠が確認できなかったものについて仕入先業者を遡及調査する場合には、**小売店舗が行っていた表示が真正であったか等の確認及びそのような事態が生じた原因の把握に努め、再発防止を含めた指導・啓発を行うこと。**

2 表示制度の効果的な周知

～ 消費者に対する効果的な周知の推進

【調査結果】

食品の表示制度の消費者及び事業者への周知啓発は、消費者及び事業者双方が制度を正しく理解することにより食品に関する正確な情報が伝達されることにつながるものであり、食品の表示への信頼を確保する上で、積極的な実施が求められている。(注)「食品の表示制度に係る意識調査」結果

- ・食品表示に関する知識が十分でないので機会があれば知識を増やしたい 約80%
- ・食品表示110番を知っている 約19%

今回、東海農政局及び三重農政事務所における消費者に対する周知啓発の実施状況を調査したところ、次のような状況あり

- ① 東海農政局及び三重農政事務所では、消費者に対する周知方策として出張講座、食品表示地域フォーラム、懇談会等の開催、消費者向けのイベントの場でのPRや広報紙、各種パンフレット及びホームページなどにより周知を図っている。
しかし、例えば、市町村窓口、小売店舗店頭へのパンフレットの配置、ポスターの掲示や市町村広報誌への情報掲載を、市町村、事業者に要請している実績がみられないなど、**消費者に身近な広報ルートを活用した周知が行われていない。**
- ② 食品表示110番は、広く国民から食品の表示について情報提供や食品の表示制度に関する問い合わせを受けるため東海農政局及び農政事務所等に開設されている。
食品表示110番の周知方法についてみると、広報紙に食品表示に関する記事を掲載しているが110番に関する記述が無いもの、食品表示110番を紹介しているが専用電話番号を記載していないもの等**周知方法の改善を図るべき例がみられる。**



【改善意見】

- ① 市町村窓口、小売店舗店頭へのパンフレットの配置やポスターの掲示及び市町村広報誌への情報の掲載を市町村、事業者へ要請する等、**消費者に身近な広報ルートの利用を推進すること。**
- ② 食品表示制度の周知を行う場合には、あわせて**食品表示110番制度及び専用電話番号の広報に努める等、周知方法の改善を図ること。**